

大館市人事行政の運営等の状況

令和5年度の市職員の人事行政の状況(職員数、給与、勤務条件等)を公表します。
これは人事行政の公正性、透明性の確保等を目的に、地方公務員法第58条の2及び第58条の3、大館市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の規定に基づいて行うものです。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用、退職の状況

(単位：人)

職 種		令 和 5 年 度	
		採 用 者 数	退 職 者 数
一 般 行 政 職		23	14
消 防 職		1	2
企 業 職		47	38
企業職のうち	医師・歯科医師職	27	24
	薬剤師・医療技術職	5	4
	看護・保健職	13	8
	その他	2	2
技 能 労 務 職		0	0
合 計		71	54

(2) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 度 比 較	
		令和5年	令和6年	増減	主な理由
一 般 行 政	議 会	7	7	0	
	総 務	140	138	△ 2	欠員不補充
	税 務	35	36	1	配置基準の見直しによる増員
	民 生	120	122	2	長寿課地域包括ケア推進係創設による増員
	衛 生	45	40	△ 5	新型コロナワクチン接種対策室の廃止、欠員不補充
	農 水	32	31	△ 1	欠員不補充
	商 工	32	33	1	配置基準の見直しによる増員
	土 木	62	61	△ 1	欠員不補充
	小 計	473	468	△ 5	
特 別 行 政	教 育	74	72	△ 2	欠員不補充
	消 防	128	127	△ 1	欠員不補充
	小 計	202	199	△ 3	
公 営 企 業 等	病 院	583	587	4	医師の増
	水 道	25	25	0	
	下 水 道	14	15	1	
	そ の 他	35	32	△ 3	欠員不補充
	小 計	657	659	2	
総 合 計		1,332	1,326	△ 6	

(3) 定員適正化計画の年次目標（令和5～10年度）（単位：人）

区 分		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
4月1日 職員数	計画	-	668	666	672	665	664
	実績	659	650	-	-	-	-
対前年度 増減	計画	-	9	△ 2	6	△ 7	△ 1
	実績	-	△ 9	-	-	-	-
計画期間増減数		-	5人				

（注）1 職員数には、医師、医療技師、看護師及び消防の職員を含みません。

(参考) 再任用職員数の状況

再任用とは、高齢者雇用等のため定年退職者を1年間の任期を定めて再び雇用する制度です。再任用職員は、勤務実績に応じ最長で65歳までの更新が可能です。

（各年4月1日現在、単位：人）

区 分	令和5年			令和6年			増減数		
	計	常時 勤務	短時間	計	常時 勤務	短時間	計	常時 勤務	短時間
一 般 行 政 職	39	37	2	28	26	2	△ 11	△ 11	0
消 防 職	1		1	0			△ 1	0	△ 1
企 業 職	18	16	2	9	8	1	△ 9	△ 8	△ 1
技 能 労 務 職	7	7		5	5		△ 2	△ 2	0
合 計	65	60	5	42	39	3	△ 23	△ 21	△ 2

（注）常時勤務：一般職員と同様の勤務形態（週38時間45分勤務）

短時間：一般職員より短い勤務形態（週31時間等）

(4) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1 級	主事、技師	58	14.8
2 級	主任主事、主任技師	27	6.9
3 級	主査、主任	58	14.8
4 級	係長、主査	166	42.3
5 級	課長補佐	39	9.9
6 級	課長	34	8.7
7 級	部長	10	2.6

（注）1 大館市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 職員数に再任用職員は含みません

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 R6.1.1現在	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
5年度	66,807人	41,714,100千円	1,664,942千円	6,446,316千円	15.5%	15.2%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
5年度	人 675	千円 2,501,605	千円 573,620	千円 994,976	千円 4,070,201	千円 6,030

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大館市	43.8 歳	317,088 円	380,819 円	342,465 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大館市	57.2 歳	321,020 円	339,104 円	331,336 円
国	51.2 歳	288,144 円	—	330,553 円

(4) 職員の給料の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		初任給	経験年数階層ごとの平均給料		
			7年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満
一般行政職	大 学 卒	197,328 円	259,317 円	282,739 円	323,142 円
	高 校 卒	167,557 円	218,459 円	248,286 円	278,391 円
技能労務職	高 校 卒	155,891 円	—	—	—

(5) 期末手当・勤勉手当（令和6年4月1日現在）

1人当たり平均支給額(5年度決算)	1,471 千円
支給割合	期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.05 月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置(一般行政職の場合3級以上) ・役職加算 5～15%

(6) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(5年度決算)	7,943 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	46 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)	24.68 %
手当の種類(手当数)	13
手当の名称	徴収手当、行旅病人死亡人等取扱手当、現場作業手当、特殊自動車運転手当、資格手当、用地交渉手当、夜間業務手当、清掃手当、出勤手当、有害薬剤等取扱手当、防疫等作業手当、在宅勤務手当、災害応援作業手当

(7) 時間外勤務手当

支給実績(5年度決算)	255,841 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	434 千円

(8) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (5年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	—	67,577 千円	236,282 円
	子	1人につき				
		満16歳以上22歳までの子 1人についての加算額				
	父母等	6,500円				
住居手当	借家(借間)の場合の支給限度額	27,000円	異なる	(国)28,000円	34,693 千円	279,781 円
通勤手当	バス、電車などの交通機関利用の場合の限度額	55,000円	同じ	—	26,579 千円	51,016 円
	自家用車などの交通用具利用2,000～31,600円		同じ	—		
単身赴任手当	基礎額30,000円。距離に応じ8,000～70,000円加算		同じ	—	0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日に勤務した職員に対して、その勤務1時間につき1時間当たりの給与額の135/100を支給		同じ	—	41,913 千円	141,120 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員にその勤務1時間につき1時間当たりの給与額の25/100を支給		同じ	—	5,973 千円	58,561 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に40,000～81,000円を支給		異なる	(国)46,300～88,500円。	69,854 千円	577,309 円
管理職員特別勤務手当	①管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急の必要等により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に6,000～15,000円の金額を支給 ②緊急の必要により週休日等以外に午前0時～5時まで勤務した場合3,000円～5,000円		同じ	—	245 千円	20,417 円
宿日直手当	宿日直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対してその勤務1回につき4,400円を支給 (勤務時間が5時間未満の場合は、2,200円)		同じ	—	0 千円	0 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までに在職する職員に対し、月額7,360～17,800円を支給		同じ	—	40,440 千円	62,120 円

(9) 退職手当（令和6年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	早期・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	14,338 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

(10) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給料月額等	期末手当
給料	市長	863,000 円	3.325 月分
	副市長	685,000 円	
	教育長	580,000 円	
報酬	議長	417,000 円	3.325 月分
	副議長	380,000 円	
	議員	361,000 円	
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.47	(1期の手当額) (支給時期) 1,947万円 任期毎(1期4年＝48月)
	副市長	給料月額×在職月数×0.28	921万円 任期毎(1期4年＝48月)
	教育長	給料月額×在職月数×0.21	438万円 任期毎(1期3年＝36月)

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間	週休日
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで	土曜日 日曜日

（注） 本庁及び総合支所以外の勤務場所では、上記と異なる勤務形態の場所があります。

(2) 休暇の種類（令和6年4月1日現在）

種 類	内 容
年次有給休暇	1年につき20日。20日を超えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる
療養休暇 （有給）	結核性疾患により長期の療養をする必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で、2年を超えない範囲内において医師が必要と認めた期間
組合無給休暇	1年につき30日。職員が登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合
病欠休暇 （有給）	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合で、90日を超えない範囲内において医師が必要と認めた期間
特別休暇 （有給）	感染症予防法による交通制限等
	必要と認められる期間
	災害による住居の復旧等
	7日の範囲内の期間
	災害による出勤困難
	必要と認められる期間
	災害による勤務困難
	必要と認められる期間
	裁判員等の出頭
	必要と認められる期間
	公民権の行使
	必要と認められる期間
	労働安全衛生法による就業禁止
	必要と認められる期間
	公務による傷病
	療養に必要と認められる期間
	結婚
	連続する7日の範囲内の期間
	妊娠中の通勤混雑
	1時間を超えない範囲で必要と認められる期間
	母子保健法による健康診査
	産前は4週に1回から1週に1回、産後1年までに1回
	産前
	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内の期間
	産後
	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	妻の出産
	2日の範囲内の期間
	男性育児
	5日の範囲内の期間
	家族看護
	1の年において6日(家族が2人以上の場合10日)の範囲内の期間
	授乳等
	1日2回それぞれ30分以内の期間
	生理
	2日以内の期間
	忌引
	続柄等により1～10日の範囲内
	父母の追悼行事
	1日
	夏季休暇
	6月から10月までのうち4日
	勤務条件の措置要求
	その都度必要と認める期間
	不服申し立て
	その都度必要と認める期間
	意見の申出等
	その都度必要と認める期間
	骨髄移植
	必要と認められる期間
	ボランティア休暇
	1の年において5日の範囲内の期間
	短期介護
	1の年において5日(要介護者が2人以上の場合10日)の範囲内の期間
	出生サポート
	1の年において5日(体外受精その他市長が定める不妊治療に係るものである場合10日)の範囲内の期間
介護休暇 （無給）	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合／連続する6月の期間内において必要とする期間
介護時間	職員が要介護者の介護をするため、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日2時間を超えない範囲。勤務しない時間の給料を減額

(3) 育児休業等の概要と取得状況

①育児休業等の概要（令和6年4月1日現在）

区 分	内 容
育 児 休 業	対象児童が3歳に達する日まで。無給
部 分 休 業	対象児童が小学校就学の始期に達するまで。1日2時間を超えない範囲。休業時間に応じ給料を減額
育児短時間勤務	対象児童が小学校就学の始期に達するまで。週19時間35分～24時間35分の範囲。勤務しない時間に応じ給料を減額

②令和5年度中新たに育児休業等を取得した職員

（育児休業）

（単位：人）

区 分	育児休業承認期間						計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男 性	6	1					7
女 性	2	7	2	1		4	16
計	8	8	2	1	0	4	23

育児休業取得率	男性職員	38.9%
	女性職員	100.0%

（部分休業）

（単位：人）

区 分	部分休業承認期間						計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男 性	1						1
女 性	4	1	1				6
計	5	1	1	0	0	0	7

（育児短時間勤務）

（単位：人）

区 分	育児短時間勤務承認期間				計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男 性					0
女 性					0
計	0	0	0	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

① 分限処分について

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を目的にした処分です。勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合等の際に職員に対して行われます。

② 分限処分の状況（令和5年度）

（単位：件。カッコ内は職員数）

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合						0
心身の故障の場合				57(18)		57(18)
職に必要な適格性を欠く場合						0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						0
刑事事件に関し起訴された場合						0
条例で定める事由による場合						0
合 計		0	0	57(18)	0	57(18)

(2) 懲戒処分

① 懲戒処分について

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。法令に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合等の際に職員に対して行われます。

② 懲戒処分の状況（令和5年度）

（単位：件）

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合						0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合		2	3			5
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合						0
合 計		2	3	0	0	5

5 職員の服務の状況

令和5年度中における職員の年次有給休暇の取得状況

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象職員数 (C)	平均取得日数 (B) / (C)	消化率 (B) / (A)
15,216 日	4,771.4 日	402 人	11.9 日	31.4 %

※総付与日数には、前年度からの繰越分を含みます。

※対象職員は市長事務部局に勤務する職員で、交代制勤務の職員及び休職者を除きます。

6 職員の退職管理の状況

大館市では、職員の再就職に関する公平性及び透明性を高めるため、平成28年4月1日に「大館市職員の退職管理に関する条例」および「大館市職員の退職管理に関する規則」を制定しました。

退職前に課長相当職以上の職にあった職員が、退職後2年以内に営利企業等に再就職した場合は、再就職先情報等を届け出ることを義務付けるとともに、届出のあった内容を公表しています。

7 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 主な研修と受講者数等（令和5年度）

研 修 名	研修講座数(回)	受講者数(人)
基 本 研 修 ・新規採用・中級・一般・再任用研修 ・接遇研修 そ の 他 ・人事評価研修 ・コンプライアンス研修 ・メンタルヘルス研修 ・ハラスメント研修 ・DX研修	11	432
職 場 外 研 修 派 遣 研 修 ・秋田県市長会主催研修 ・秋田県自治研修所主催研修 ・市町村アカデミー主催研修	3	47
職 場 内 研 修 (OJT)	—	全職員
人 事 交 流 等 ・国土交通省東北地方整備局 ・秋田県産業労働部 ・一般社団法人全国道の駅連絡会 ・一般社団法人秋田犬ツーリズム	—	5
自 主 研 修	—	未把握

(2) 職員の人事評価の状況

大館市では平成23年4月から人事評価制度を本実施しており、昇給及び勤勉手当の成績率に反映させているほか、人事異動における職員配置や昇任などの人事管理に活用しています。

8 職員の福祉及び利益の保護

(1) 福利厚生制度の概要

制 度 名	項 目 ・ 内 容
厚 生 制 度	・定期健康診断、胃検診、婦人科検診(隔年)、特定業務従事者検診 ・被服(作業服等)の貸与 ・大館市職員互助会が実施する給付事業ほか
共 済 制 度	(秋田県市町村職員共済組合が実施) ・短期給付事業(保健給付、休業給付、災害給付ほか) ・長期給付事業(退職厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金の支給ほか) ・福祉事業(保健事業、貯金事業、貸付事業ほか)
公務災害補償制度	・公務上、疾病・通勤途上の負傷に対する療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償

(2) 公平委員会に係る業務に関すること

① 勤務条件に関する措置の要求の状況

前年度からの継続案件	5年度要求事案数	完 結 件 数	翌年度継続件数
0	0	0	0

② 不利益処分に関する不服申し立ての状況

前年度からの継続案件	5年度申し立て事案数	完 結 件 数	翌年度継続件数
0	0	0	0

職務の級及び職制上の段階ごとの職員の数

(1) 給与条例適用職員の状況(令和6年4月1日現在)

行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳			
		(人)	(%)	職名	人数	(再任用)	計
1 級	主事又は技師の職務	93	13.8	主事	73		73
				技師	7		7
				保育士	10		10
				保健師	2		2
				栄養士	1		1
				計	93	0	93
2 級	主任主事又は主任技師の職務	65	9.6	主任主事	53		53
				主任技師	1		1
				主任保育士	8		8
				主任保健師	3		3
				計	65	0	65
3 級	(1)主査の職務 (2)主任の職務	110	16.3	主査	3		3
				主任	83	21	104
				出張所長（再任用）		3	3
				計	86	24	110
4 級	(1)係長の職務 (2)困難な業務を分掌する主査の職務	295	43.8	係長	106		106
				出張所長	6		6
				児童発達支援センターひまわり所長	1		1
				指導主事	1		1
				副室長（消防）	3		3
				副分署長（消防）	3		3
				主席係長（消防）	5		5
				主査	170		170
				計	295	0	295
5 級	課長補佐の職務 ※支所長補佐の内訳は比内・田代総合支所の各支所長補佐 ※次長の内訳は議会・選挙管理委員会・監査委員各事務局の次長 ※館長の内訳は中央公民館・観光交流施設の館長 ※室長補佐の内訳は新庁舎建設推進室・特別滞納対策室の室長補佐	57	8.5	課長補佐	36		36
				支所長補佐	2		2
				次長	3		3
				農業委員会事務局次長	1		1
				館長	1		1
				園長	5		5
				室長補佐	1		1
				副主幹	1	2	3
				当直司令（消防）	2		2
				分署長（消防）	3		3
計	55	2	57				
6 級	課長又は主幹の職務 ※支所長の内訳は比内・田代総合支所の各支所長 ※事務局局長の内訳は農業委員会・選挙管理委員会・監査委員の各事務局局長	43	6.4	課長	31		31
				会計管理者	1		1
				支所長	2		2
				事務局長	2		2
				教育研究所長	1		1
				主幹	2		2
				政策監		2	2
				消防次長	1		1
				消防署長	1		1
				計	41	2	43
7 級	部長の職務	11	1.6	部長	6		6
				事務局長	1		1
				教育次長	1		1
				教育監	1		1
				消防長	1		1
				課長補佐	1		1
				計	11	0	11
				総計	646	28	674

(職制上の段階ごとの職員数)

段階	人数	割合
主事級	93	13.8%
主任主事級	65	9.6%
主任級	107	15.9%
主査級	174	25.8%
係長級	124	18.4%
課長補佐級	58	8.6%
課長級	43	6.4%
部長級	10	1.5%
合計	674	

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100にならない場合があります

(2) 公営企業職員（水道事業等）の状況（令和6年4月1日現在）

企業職給料表（1）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳			
		(人)	(%)	職名	人数	(再任用)	計
1 級	主事又は技師の職務	7	17.5	主事	5		5
				技師	2		2
				計	7	0	7
2 級	主任主事又は主任技師の職務	2	5.0	主任主事	1		1
				主任技師	1		1
				計	2	0	2
3 級	(1)主査の職務 (2)主任の職務	5	12.5	主任	2	3	5
				計	2	3	5
4 級	(1)係長の職務 (2)困難な業務を分掌する主査の職務	21	52.5	係長	8		8
				主査	13		13
				計	21	0	21
5 級	課長補佐の職務	3	7.5	課長補佐	3		3
				計	3	0	3
6 級	課長又は主幹の職務	2	5.0	課長	2		2
				計	2	0	2
7 級	部長の職務	0	0.0	部長			0
				計	0	0	0
				総計	37	3	40

(職制上の段階ごとの職員数)

段階	人数	割合
主事級	7	17.5%
主任主事級	2	5.0%
主任級	5	12.5%
主査級	13	32.5%
係長級	8	20.0%
課長補佐級	3	7.5%
課長級	2	5.0%
部長級	0	0.0%
合計	40	

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100にならない場合があります

(3) 公営企業職員（病院事業）の状況（令和6年4月1日現在）

行政職給料表

職務の級	等級別基準職務表に規定する 標準的な職務	合計		内訳			
		(人)	(%)	職名	人数	(再任用)	計
1 級	主事又は技師の職務	2	4.7	主事	2		2
				計	2	0	2
2 級	主任主事又は主任技師の職務	4	9.3	主任主事	4		4
				計	4	0	4
3 級	(1)主査の職務 (2)主任の職務	3	7.0	主任	3		3
	計			3	0	3	
4 級	(1)係長の職務 (2)困難な業務を分掌する主査の職務	21	48.8	係長	9		9
				主査	12		12
				計	21	0	21
5 級	課長補佐、次長の職務	7	16.3	課長補佐	5		5
				扇田病院事務局次長	1		1
				副センター長	1		1
				計	7	0	7
6 級	課長、主幹又は事務長の職務	5	11.6	課長	4		4
				扇田病院事務局事務長	1		1
				計	5	0	5
7 級	事務局長の職務	1	2.3	総合病院事務局長	1		1
				計	1	0	1
				総計	43	0	43

(職制上の段階ごとの職員数)

段階	人数	割合
主事級	2	4.7%
主任主事級	4	9.3%
主任級	3	7.0%
主査級	12	27.9%
係長級	9	20.9%
課長補佐級	7	16.3%
課長級	5	11.6%
部長級	1	2.3%
合計	43	

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100にならない場合があります

医療職給料表（１）

職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	合計		内訳			
		(人)	(%)	職名	人数	(再任用)	計
1 級	医師又は歯科医師の職務	8	14.3	医師	8		8
				計	8	0	8
2 級	副部長又は医長の職務	19	33.9	副部長	8		8
				医長	11		11
				計	19	0	19
3 級	総合病院副診療局長、総合病院部長、扇田病院診療局長、扇田病院副診療局長又は扇田病院部長の職務	25	44.6	総合病院副診療局長	3		3
				総合病院部長	21		21
				扇田病院部長	1		1
				計	25	0	25
4 級	総合病院副院長、総合病院診療局長、扇田病院院長又は扇田病院副院長の職務	4	7.1	総合病院副院長	3		3
				扇田病院院長	1		1
				計	4	0	4
5 級	総合病院院長の職務	0	0.0	総合病院院長			
				※R6.4.1現在、病院事業管理者が兼務			
				計	0	0	0
				総計	56	0	56

（職制上の段階ごとの職員数）

段階	人数	割合
医師	8	14.3%
医長	11	19.6%
副部長	8	14.3%
部長	22	39.3%
副診療局長	3	5.4%
副院長	3	5.4%
院長	1	1.8%
合計	56	

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100にならない場合があります

医療職給料表（２）

医療職給料表（2）		合計		内訳			
職務の級	等級別基準職務表に規定する標準的な職務	(人)	(%)	職名	人数	(再任用)	計
1 級	栄養士又は技師の職務	0	0.0	栄養士			0
				技師			0
				計	0	0	0
2 級	(1)薬剤師の職務 (2)相当困難な業務を分掌する栄養士又は技師の職務	11	10.7	薬剤師	1		1
				栄養士	1		1
				技師	9		9
				計	11	0	11
3 級	困難な業務を分掌する薬剤師、栄養士又は技師の職務	24	23.3	薬剤師	6		6
				栄養士	3		3
				技師	15		15
				計	24	0	24
4 級	(1)副技師長又は係長の職務 (2)主任薬剤師、主任栄養士又は主任技師の職務 (3)特に困難な業務を分掌する薬剤師、栄養士又は技師の職務	33	32.0	副技師長			0
				係長			0
				主任薬剤師			0
				主任栄養士			0
				主任技師	4		4
				薬剤師	3		3
				栄養士	1		1
				技師	25		25
				計	33	0	33
5 級	(1)技師長又は薬剤科副部長の職務 (2)困難な業務を分掌する副技師長又は係長の職務 (3)特に困難な業務を分掌する主任薬剤師、主任栄養士又は主任技師の職務 (4)4級に掲げる職務で極めて高度の知識又は経験を必要とする業務を分掌する薬剤師、栄養士又は技師の職務	27	26.2	技師長	1		1
				薬剤科副部長			0
				副技師長	4		4
				係長	2		2
				主任薬剤師	4		4
				主任栄養士			0
				主任技師	9		9
				薬剤師	2		2
				栄養士			0
				技師	5		5
				計	27	0	27
6 級	(1)薬剤科部長の職務 (2)特に困難な業務を分掌する技師長又は薬剤科副部長の職務	8	7.8	薬剤科部長	1		1
				技師長	5		5
				薬剤科副部長	2		2
				計	8	0	8
				総計	103	0	103

(職制上の段階ごとの職員数)

段階	人数	割合
薬剤師・技師・栄養士	71	68.9%
主任薬剤師・主任技師・主任栄養士	17	16.5%
係長・副技師長	6	5.8%
薬剤科副部長・技師長	8	7.8%
薬剤科部長	1	1.0%
合計	103	

※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100にならない場合があります

医療職給料表（３）

医療職給料表（3）							
職務の級	等級別基準職務表に規定する 標準的な職務	合計		内訳			
		(人)	(%)	職名	人数	(再任用)	計
1 級	准看護師の職務	0	0.0	准看護師			0
							0
				計	0	0	0
2 級	(1)看護師の職務 (2)困難な業務を分掌する准看護師の職務	35	9.1	看護師	35		35
				准看護師			0
				計	35	0	35
3 級	(1)困難な業務を分掌する看護師の職務 (2)特に困難な業務を分掌する准看護師の職務	31	8.1	看護師	25	6	31
				准看護師			0
				計	25	6	31
4 級	(1)副看護師長の職務 (2)主任看護師の職務 (3)特に困難な業務を分掌する看護師の職務 (4)3 級に掲げる職務で極めて高度の知識又は経験が必要とする業務を分掌する准看護師の職務	166	43.2	副看護師長			0
				主任看護師	10		10
				看護師	155		155
				准看護師	1		1
				計	166	0	166
5 級	(1)副看護部長の職務 (2)看護師長の職務 (3)特に困難な業務を分掌する副看護師長又は主任看護師の職務 (4)4 級に掲げる職務で極めて高度の知識又は経験が必要とする業務を分掌する看護師の職務	150	39.1	副看護部長	5		5
				看護師長	13		13
				副看護師長	31		31
				主任看護師	43		43
				看護師	57		57
				管理者	1		1
				計	150	0	150
6 級	看護部長の職務	2	0.5	看護部長	2		2
				計	2	0	2
				総計	378	6	384

(職制上の段階ごとの職員数)

段階	人数	割合
准看護師	1	0.3%
看護師	278	72.4%
主任看護師	53	13.8%
副看護師長	32	8.3%
看護師長	13	3.4%
副看護部長	5	1.3%
看護部長	2	0.5%
合計	384	

※構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計は必ずしも 100 にならない場合があります